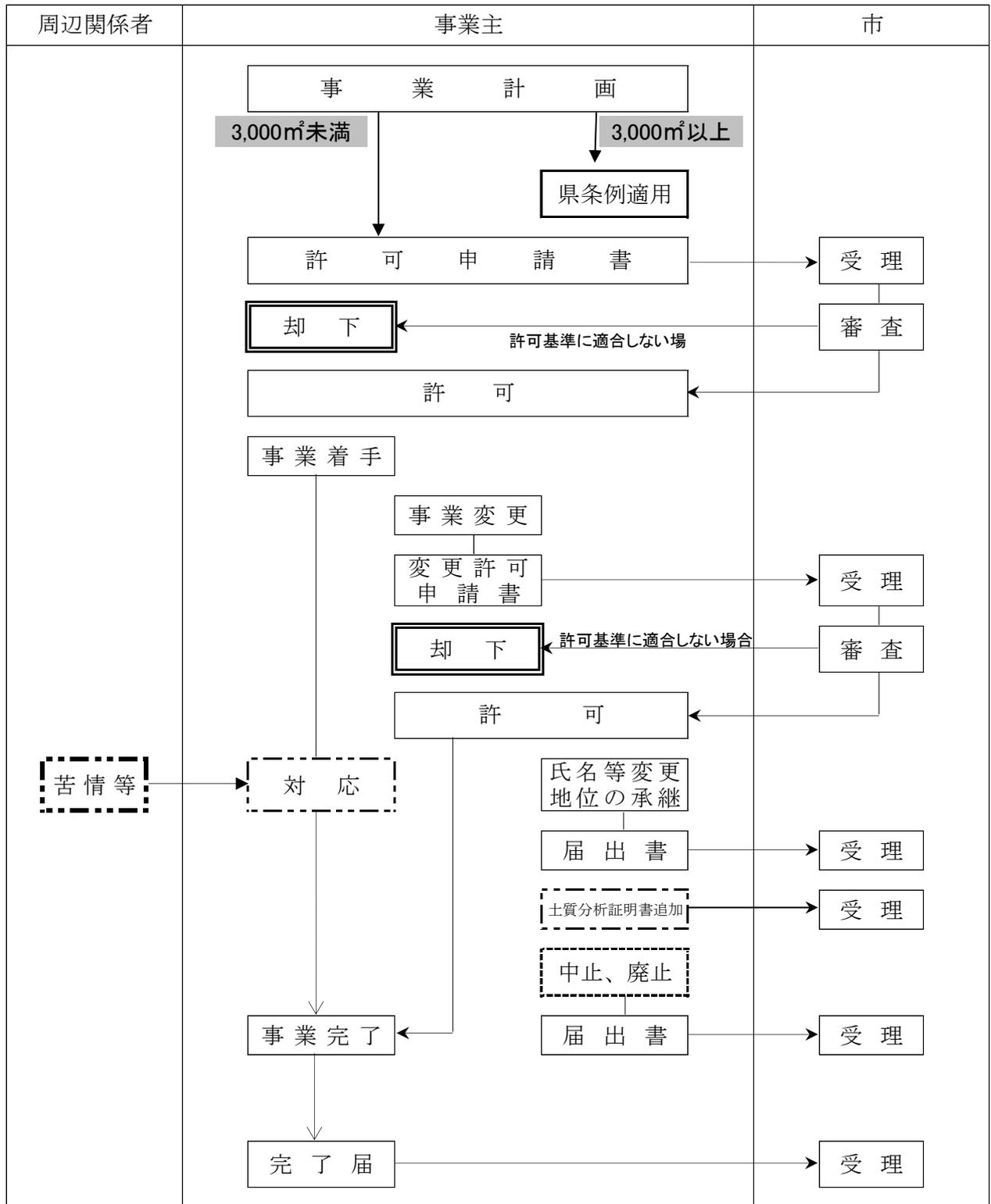


宇佐市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の体系



- ※ 1 工事の着工に際し、標識を設置すること。
 2 施工中又は完了後に、立入検査や経過報告を求められることがある。
 3 監督処分の対象
 ① 偽りによる許可を受けたもの
 ② 許可基準に適合しない事業を施行したもの
 ③ 許可条件に違反して施行したもの
 ④ 許可を受けずに施行したもの
- 4 罰則
 ① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 ・ 3①②③の措置命令に従わない者及び④
 ・ 名義貸しを行った者
 ② 5万円以下の罰金
 ・ 届出・報告の違反又は虚偽の届出
 ・ 標識を設置しない者